

保育園・幼稚園・認定こども園 入園の申し込みについて

■ 問い合わせ先
こども福祉課
☎(32) 8903

9月3日(月)から、平成31年4月新規入園のための入園申込書をこども福祉課と各施設で配布します。

保育園認定と教育認定で受付期間や受付場所が異なりますので、ご注意ください。

保育園・認定こども園(保育標準時間・保育短時間認定)

■受付期間

10月1日(月)～31日(水)

年度途中(平成31年5月以降)の入園を希望される方は、4月入園の申し込みとは別に、入園希望月の6か月前から受付を行います。

■受付場所

こども福祉課

■申込方法

次の必要書類にご記入のうえ、受付期間内に提出してください。

- ・保育園入園申込書兼支給認定申請書
- ・児童の心身の状況について
- ・家庭の状況調査票
- ・勤務証明書等の添付書類

市外に住所がある方は、住所地の役所へお問い合わせください。また、仕事等の都合により、市外の保育園をご希望の場合は、こども福祉課までご相談ください。

入園申込書は9月3日(月)以降市ホームページからもダウンロードが可能です。

http://www.city.shimotsuke.lg.jp/
■入園基準

■入園基準

次のいずれかの要件に該当し、児童の保育が困難で、保育施設の利用を必要とする方
・仕事をしている(フルタイムのほかパートタイムで労働することを常態とすること)
・妊娠・出産(児童の保護者が出産前後の為、保育ができない場合)

・保護者が病気や怪我等により負傷している、または精神もしくは身体に障がいを有している

・同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護または看護している

・災害復旧に当たっている
・求職活動を継続的に行っている

・就学(高等学校、大学に在学している、または職業訓練校等における職業訓練をしている)

・虐待、DVの恐れがある場合
・その他前項目に類する状態であると市が認めた場合

■審査結果

申込書類提出後、入園基準等の審査を行い、平成31年1月以降に結果を通知します。

入園が内定しても、面接、健康診断の結果により集団保育に適さないと判断された場合は入園を承諾できない場合があります。

申し込み内容に虚偽があった場合は、入園(内定)を取り消す場合があります。

申し込み児童数が年齢ごとの定員を超えた場合は、入園できないことがあります。

幼稚園・認定こども園(教育標準時間認定)

■申込方法

入園を希望する施設へ書類を提出してください。

■受付期間

9月10日(月)～28日(金)

保育園・認定こども園の見学

平成31年4月に教育・保育園の入園を希望される場合は、事前に希望する施設の見学を行い、保育内容などを確認のうえ、お申し込みくださるようお願いいたします。施設の見学にあたっては、必ず事前に各施設にお問い合わせいただき、見学の予約をしてください。

保育園入園に関するQ&A

Q1. 認定こども園ってどんな施設なの?
A1. 認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特長を併せもつ施設です。

Q2. 1号認定、2号認定、3号認定ってどう違うの?

A2. 1号認定は満3歳以上で幼稚園・認定こども園に幼稚園生として通う方。

2号認定は満3歳以上で保育園・認定こども園に保育園生として通う方。

3号認定は満3歳未満で保育園・認定こども園に保育園生として通う方。

なお、2号認定、3号認定を受ける場合は就労などの「保育が必要な事由」が必要になります。

Q3. 早く申し込みをした方が、入所しやすいの?

A3. 早く申し込みをしたからといって審査で優遇されることはありません。4月入園も、年度途中での入園も申込期日の締切日まで受付をした後に、審査を行います。

